

学校法人関西看護医療大学役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関西看護医療大学寄附行為第5条に規定する役員（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、本給、通勤手当及び期末手当とする。

2 非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(報酬の支払)

第3条 役員の報酬は、その全額を通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づきその役員の報酬から控除すべき金額がある場合は、その役員に支払うべき報酬のうちから、その金額を控除して支払うものとする。

2 報酬の支払いは、常勤役員にあっては当月に、非常勤役員にあっては翌月に、学校法人関西看護医療大学給与の支払いに関する細則に準じて行うものとする。

(常勤役員の本給)

第4条 常勤役員の本給は月額とし、別表の常勤役員本給表に掲げるとおりとする。

2 前項の常勤役員本給表の号の適用は、学校法人関西看護医療大学理事会の議を経て理事長が個々に定める。

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員手当は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事長 日額 50,000円

(2) 理事 日額 30,000円

(3) 監事 日額 30,000円

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、学校法人関西看護医療大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条に定める教職員の例に準じて支給する。

(期末手当)

第7条 期末手当は、給与規程第12条に定める教職員の例に準じて支給する。

(本給等の支給額の調整)

第8条 大学の教職員を兼務する常勤役員に支給する本給、通勤手当及び期末手当は、教職員として受ける本給、管理職手当、通勤手当及び期末手当の額を差し引いた額を支給する。

(退職金)

第9条 退職金は、これを支給しない。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度に支給する本給、期末手当及び非常勤役員手当は、支給すべき額の2分の1を減じて支給する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表：常勤役員本給表

号	本給月額 (円)
13	1,000,000
12	950,000
11	900,000
10	850,000
9	800,000
8	750,000
7	700,000
6	650,000
5	600,000
4	550,000
3	500,000
2	450,000
1	400,000